



長野県報

3月24日(木)
令和4年
(2022年)
第290号

目次

条例

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（市町村課、産業技術課、園芸畜産課、家畜防疫対策室、建築住宅課） 7

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（人事課） 9

長野県退職年金及び退職一時金に関する条例等の一部を改正する条例（職員課） 9

証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例等の一部を改正する条例（職員課、障がい者支援課、山岳高原観光課、森林政策課、都市・まちづくり課） 10

財産に関する条例の一部を改正する条例（財産活用課） 10

創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（税務課、県民協働課、経営・創業支援課、労働雇用課） 11

長野県森林づくり県民税条例の一部を改正する条例（税務課） 12

資金積立基金条例の一部を改正する条例（くらし安全・消費生活課、次世代サポート課、スポーツ課国民スポーツ大会準備室） 12

長野県犯罪被害者等支援条例（人権・男女共同参画課） 13

長野県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例（人権・男女共同参画課） 15

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（こども・家庭課児童相談・養育支援室） 15

長野県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（健康増進課国民健康保険室） 16

障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例（障がい者支援課） 16

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（食品・生活衛生課） 21

長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例（環境政策課） 21

長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例（環境政策課ゼロカーボン推進室、建築住宅課） 21

長野県立自然公園条例の一部を改正する条例（自然保護課） 23

長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例（産業技術課） 27

長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料徴収条例の一部を改正する条例（園芸畜産課、信州の木活用課） 27

国営伊那西部土地改良事業負担金等徴収条例（農地整備課） 28

長野県都市公園条例の一部を改正する条例（都市・まちづくり課） 29

屋外広告物条例の一部を改正する条例（都市・まちづくり課） 29

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例（経営推進課） 29

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（生活安全企画課、東北信運輸免許課） 30

規則

長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則（職員課） 31

被服貸与規則の一部を改正する規則（職員課） 32

創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則（税務課、経営・創業支援課） 33

水防法施行細則等の一部を改正する規則（情報公開・法務課、環境政策課、水大気環境課、生活排水課、自然保護課、資源循環推進課、信州の木活用課、河川課、都市・まちづくり課） 34

長野県男女共同参画センター管理規則の一部を改正する規則（人権・男女共同参画課） 48

長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則（障がい者支援課） 48

長野県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則（環境政策課ゼロカーボン推進室） 49

長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則（園芸畜産課、信州の木活用課） 50

長野県都市公園規則の一部を改正する規則（都市・まちづくり課） 50

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局） 51

告 示

令和4年1月26日専決処分した令和3年度補正予算の要領(財政課)	52
令和4年3月15日成立した令和3年度補正予算の要領(財政課)	52
令和4年3月15日成立した令和4年度予算の要領(財政課)	55
都市計画事業の事業計画の変更認可(生活排水課)	59
長野県水産試験場諏訪支場依頼分析等規程の一部改正(園芸畜産課)	60
農畜産業振興事業補助金交付要綱の廃止(園芸畜産課)	61
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(2件)(砂防課)	61
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(3件)(砂防課)	62
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	62
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	63

公 告

都市計画の変更案に係る公聴会の中止(生活排水課)	63
都市計画事業の事業計画の変更認可(2件)(生活排水課)	63
大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出及び届出書等の縦覧(産業政策課)(2件)	64
国土調査法に基づく成果の認証(農地整備課)	67
土地改良区の定款変更の認可(農地整備課)	67
特定調達契約に係る一般競争入札(会計課)	67

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第2号）

- 1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、手数料の額を改定しました。
- 2 知事が認定する獣医師等が行う豚熱予防注射の開始に伴い、当該事務に係る手数料の額を定めました。
- 3 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行に伴い、新たな事務に係る手数料を定めました。
- 4 この条例は、令和4年4月1日から施行します。

◇ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第3号）

- 1 国家公務員に係る制度改正に合わせ、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち、在職期間要件（休業取得前1年以上の在職）を廃止しました。
- 2 この条例は、令和4年4月1日から施行します。

◇ 長野県退職年金及び退職一時金に関する条例等の一部を改正する条例（条例第4号）

- 1 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正に伴い、株式会社日本政策金融公庫の融資を利用する際の退職年金等の担保の提供に係る規定を削除するとともに、恩給法等の一部を改正する法律の一部改正に伴い、遺族年金の加給の対象となる18歳以上20歳未満の子に係る規定を削除したほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、令和4年4月1日から施行します。

◇ 証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例等の一部を改正する条例（条例第5号）

- 1 次の条例の中で引用している法律の条項等について、規定を整理しました。
 - (1) 証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例
 - (2) 長野県立総合リハビリテーションセンター条例
 - (3) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
 - (4) 長野県手数料徴収条例
 - (5) 長野県ふるさとの森林づくり条例
 - (6) 長野県登山安全条例
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 財産に関する条例の一部を改正する条例（条例第6号）

- 1 近年の大規模風水害、新型コロナウイルス感染症等の状況を踏まえ、行政財産の使用料の納期限に係る特例を設けるとともに、公有財産の貸付料の減額に係る規定を整備したほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第7号）

- 1 県内で創業等を行い、又は障がい者を雇用する法人等を応援するため、次のとおり事業税の軽減措置の適用期限の延長及び対象者の拡大等を行いました。
 - (1) 適用期限の延長
適用期限を3年間延長（令和7年3月31日まで）しました。
 - (2) 創業等を行う法人等に対する軽減措置の対象者の拡大及び免除の重点化
 - ア 軽減措置対象者へ県内の個人事業者が設立した中小法人を追加しました。
 - イ 軽減措置の算定基礎となる課税標準額に係る上限（所得で1億円まで）を設定しました。
- 2 この条例は、令和4年4月1日から施行します。

◇ 長野県森林づくり県民税条例の一部を改正する条例（条例第8号）

- 1 法人税における連結納税制度の見直しに併せた地方税法の一部改正に伴い、同法を引用している規定等について所要の改正を行いました。

- 2 この条例は、令和4年4月1日（一部の規定は、公布の日）から施行します。
-

◇ 資金積立基金条例の一部を改正する条例（条例第9号）

- 1 公益財団法人信州学生協会からの寄附金を原資として、大学における修学等を支援するため、「信州学生協会・信濃寮」大学修学等支援基金を新設しました。
 - 2 令和10年に長野県で開催予定の第82回国民スポーツ大会及び第27回全国障害者スポーツ大会によるスポーツの振興等を図るため、長野県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金を新設しました。
 - 3 国の地方消費者行政活性化交付金により造成した長野県消費者行政活性化基金を財源とした事業の終了に伴い、同基金を廃止しました。
 - 4 この条例は、公布の日から施行します。
-

◇ 長野県犯罪被害者等支援条例（条例第10号）

- 1 犯罪被害者等支援に関し、基本理念、犯罪被害者等支援の基本となる事項及び犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することを定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者の生活の再建及び権利保護を図るため、次のとおり定めました。
 - (1) 基本理念を次のとおり定めました。
 - ア 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行う。
 - イ 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行う。
 - ウ 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が迅速かつ公正に途切れることなく提供されることを旨として行う。
 - エ 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体等による相互の連携及び協力の下で行う。
 - (2) 県の責務並びに県民、事業者及び民間支援団体の役割を定めました。
 - (3) 犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する具体的な施策を定める計画を策定することとしました。
 - (4) 基本的施策として次の事項を定めました。
 - ア 相談及び情報の提供等
 - イ 心身に受けた影響からの回復
 - ウ 日常生活の支援
 - エ 安全の確保
 - オ 居住の安定
 - カ 雇用の安定
 - キ 経済的負担の軽減
 - ク 損害賠償に関する情報の提供
 - ケ 刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供
 - コ 県民の理解の増進
 - サ 学校における教育
 - シ 民間支援団体に対する支援
 - ス 人材の育成
 - 2 この条例は、令和4年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例（条例第11号）

- 1 長野県男女共同参画センターのホール等の利用について、令和4年3月をもって受付を終了することから、ホール等の利用の許可等に係る規定について削除したほか、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、令和4年4月1日から施行します。
-

◇ 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第12号）

- 1 児童福祉施設の設備及び運営の基準の一部改正に伴い、親権者に代わって児童福祉施設の長が行う懲戒の対象者を「児童等」から「児童」に改めたほか、所要の改正を行いました。

2 この条例は、令和4年4月1日から施行します。

◇ 長野県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第13号）

- 1 国民健康保険法の一部改正に伴い、同法を引用している規定を整理しました。
- 2 この条例は、令和4年4月1日から施行します。

◇ 障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例（条例第14号）

1 障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組並びに障がいを理由とする差別の解消の推進に関し必要な事項を定め、障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、支え合い、活かし合う社会の実現に寄与するため、次のとおり定めました。

(1) 基本理念を次のとおり定めました。

ア 全ての県民は、基本的人権を享有する個人として尊重されること。

イ 全ての県民は、自らの意思によってあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

ウ 全ての県民は、どこで誰とどのように生活するかについて選択する機会が確保されること。

エ 全ての障がいのある人は、意思疎通及び情報の取得、利用、発信の手段について選択の機会が確保されること。

オ 全ての障がいのある人は、障がいに加え、その他の要因が複合することで特に困難な状況に置かれる場合においては、状況に応じた配慮がなされること。

カ 県外から訪れる障がいのある人に対しても、状況に応じた配慮がなされること。

キ 全ての県民は、幼児期から障がい等に対する理解を深める機会の拡大が図られること。

(2) 県の責務等並びに県民等及び事業者の役割を定めました。

(3) 障がいを理由とする差別の禁止等について次のとおり定めました。

ア 何人も、障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

イ 県及び事業者は、その事務又は事業を実施するに当たり、不当な差別的取扱いをしてはならない。やむを得ず、必要な制限を加える場合等は、その理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

ウ 県及び事業者は、その事務又は事業を実施するに当たり、障がいのある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合、実施に伴う負担が過重でないときは、合理的配慮を行わなければならない。負担が過重であることにより実施できないときは、その理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

(4) 基本的施策として次の事項を定めました。

ア 意思疎通等の手段の利用促進等

イ 医療、介護等の支援

ウ 学校教育における学びの場の選択等

エ 就業の機会の確保等

オ 住宅の確保等

カ 権利擁護の推進

キ スポーツの振興

ク 文化芸術活動の振興

ケ 災害への対応

コ 選挙等における配慮

サ 人材育成

(5) 障がいを理由とする差別を解消するための体制について次のとおり定めました。

ア 障がいを理由とする差別に関する相談への県の対応について定めました。

イ 紛争の解決を図るため、相談者からの申立てに基づく事実の調査、第三者機関（長野県共生社会づくり調整委員会）によるあっせん、勧告及び公表について定めました。

2 この条例は、令和4年4月1日（1の(3)のイ及びウ（事業者に係る部分に限る。）並びに(5)のイは、同年10月1日）から施行します。

◇ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第15号）

- 1 長野県食品安全・安心条例に規定されていた食品等の自主回収に係る報告事務の今後の実施が想定されなくなったことから、長野市及び松本市に移譲していた当該事務に係る規定を削除しました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例（条例第16号）

- 1 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に合わせ、事業者が市町村の認定を受けた計画に従って行う太陽光発電所、水力発電所等の整備については、配慮書手続を要しないものとするため、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、令和4年4月1日から施行します。

◇ 長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例（条例第17号）

- 1 温室効果ガス正味排出量を2050年度までにゼロとすることを目指し、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及拡大を加速するため、次のとおり改正したほか、所要の改正を行いました。
 - (1) 多数の者が利用する駐車場の設置等をする者に対する電気自動車等の充電設備の設置に係る努力義務を創設しました。
 - (2) 建築物の環境エネルギー性能等の検討結果に係る届出対象を拡大（床面積2,000平方メートル以上→300平方メートル以上）しました。
 - (3) 住宅の省エネ性能等に関する情報の報告・公表制度を創設（床面積300平方メートル未満）しました。
 - (4) 事業者及び県民に対する再生可能エネルギー設備の設置及び再生可能エネルギーの利用に係る努力義務を創設しました。
- 2 この条例は、公布の日（1の(2)及び(3)は、令和5年4月1日）から施行します。

◇ 長野県立自然公園条例の一部を改正する条例（条例第18号）

- 1 自然公園法の一部改正に合わせ、県立自然公園の利用に関する施策を強化するため、次のとおり改正したほか、所要の改正を行いました。
 - (1) 地域主体の自然体験アクティビティ事業の促進や利用拠点の整備に係る事業について県の許認可等を不要とするための以下の制度を創設しました。
 - ア 市町村、事業実施者、土地所有者等で構成される協議会の設置
 - イ 協議会が作成した事業計画に対する知事の認定
 - (2) 県立自然公園の保全管理の充実のための野生動物の餌付けの禁止等を規定しました。
- 2 この条例は、令和4年4月1日（一部の規定は、同年7月1日）から施行します。

◇ 長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第19号）

- 1 企業等の依頼を受けて行う試験等に係る手数料について、試験装置の更新に伴い、これらの装置に係る試験区分に定める手数料の上限額及び下限額を改定しました。
- 2 この条例は、令和4年4月1日から施行します。

◇ 長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第20号）

- 1 需要が見込めない試験の廃止及び諸経費の増大に伴い、手数料の額を改定しました。
- 2 この条例は、令和4年4月1日から施行します。

◇ 国営伊那西部土地改良事業負担金等徴収条例（条例第21号）

- 1 国営伊那西部土地改良事業の完了に伴い、当該事業に係る受益者負担金の徴収に関し、負担金の額、徴収方法等の必要な事項を定めました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県都市公園条例の一部を改正する条例（条例第22号）

- 1 松本平広域公園内に新たに設けられる東管理棟の会議室及びホールの利用料金の額を定めました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 屋外広告物条例の一部を改正する条例（条例第23号）

- 1 景観法に基づく景観行政団体である須坂市及び伊那市が、屋外広告物の表示等の制限、違反に対する措置等に係る条例の制定及び改廃に関する事務を処理することができるようにするため、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、令和4年6月1日（伊那市）、同年7月1日（須坂市）から施行します。

◇ 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第24号）

- 1 西天竜発電所の改修工事の完了に伴い、発電所の最大出力に係る規定（最大出力3,600キロワット→3,200キロワット）を改正しました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第25号）

- 1 地方公共団体の手数料の標準を定める政令及び道路交通法施行令等の一部改正に伴い、手数料の額を改定するとともに、新たな事務に係る手数料の額を定めたほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、令和4年5月13日（一部の規定は、同年4月1日）から施行します。

条 例

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和4年3月24日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第2号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項中 「7,000円」 を 「10,400円」 に改め、同表の39の項中 「9,300円」 を 「11,600円」 に、

「8,800円」 を 「11,100円」 に、「8,700円」 を 「10,300円」 に、「8,200円と」 を 「9,800円と」 に、「7,900円」 を 「9,000円」 に、「7,400円と」 を 「8,500円と」 に、「6,200円」 を 「7,200円」 に、「5,700円」 を 「6,700円」 に改め、同表の41の項中

「2,100円」 を 「2,700円」 に改め、同表の43の項中 「110,000円」 を 「98,000円」

に、「1万7,000円に変更に係る貯蔵施設」を「1万5,000円に変更に係る貯蔵施設」に、「21,400円」を「23,200円」に、「20,900円」を「22,700円」に改め、同表の56の項中

(1) 法第5条第1項又は第31条第1項の規定による家畜又はその死体の検査（法第5条第1項の規定による家畜又はその死体の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。）	ブルセラ症検査	1頭	290円	を
---	---------	----	------	---

(1) 法第3条の2第3項の規定による措置として知事が認定する獣医師（獣医師の属する団体を含む。(2)において同じ。）が行う豚熱予防注射		1頭	70円	に、
(2) 法第3条の2第3項の規定による措置として知事が認定する獣医師が行う豚熱予防注射を行った旨の証明書の交付		1件	200円	
(3) 法第5条第1項又は第31条第1項の規定による家畜又はその死体の検査（法第5条第1項の規定による家畜又はその死体の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。）	ブルセラ症検査	1頭	290円	

「(2)」を「(4)」に、「(3)」を「(5)」に改め、同表の59の項の次に次のように加える。

59の2 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。以下この項において「法」という。）に関する事務

区 分		単 位	金 額	
(1) 法第3条第1項の規定による畜舎建築利用計画の認定の申請に対する審査	ア 当該申請に係る畜舎等の全部が法第3条第2項に規定する特例畜舎等（以下「特例畜舎等」という。）である場合	1 件	8,100円	
	イ ア以外の場合	〃	210,000円	
(2) 法第4条第1項の規定による畜舎建築利用計画の変更の認定の申請に対する審査	ア 当該変更後の法第5条第1項に規定する認定畜舎等（以下「認定畜舎等」という。）の全部が特例畜舎等である場合	〃	4,300円	
	イ ア以外の場合			
		床面積の合計が30平方メートル以内のもの	〃	14,000円
		床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	〃	20,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	〃	31,000円
		床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	〃	54,000円
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	〃	71,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	〃	100,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの	〃	210,000円
(3) 法第6条第2項ただし書の規定による仮使用の認定の申請に対する審査		〃	120,000円	
(4) 法第10条第1項、第2項又は第3項の規定による認定計画実施者の地位の承継の認可の申請に対する審査		〃	8,100円	
(5) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号）第48条第2項に規定する畜舎等の認定の申請に対する審査		〃	28,000円	

(備考) この項の(2)のイの場合の床面積は、法第4条第1項の規定による変更後の畜舎建築利用計画に係る畜舎等で特例畜舎等でないものについて、次に掲げるところにより算定する。

- (1) 当該変更前の畜舎建築利用計画において特例畜舎等でない認定畜舎等については、当該変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）とする。
- (2) 当該変更前の畜舎建築利用計画において特例畜舎等である認定畜舎等及び当該変更後の畜舎建築利用計画において特例畜舎等でない畜舎等として新築されるものについては、当該畜舎等の床面積とする。

別表第1の70の項中「7,000円」を「8,200円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

市町村課
産業技術課
園芸畜産課
家畜防疫対策室
建築住宅課

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和4年3月24日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第3号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年長野県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号のアの(ア)を削り、同アの(イ)中「特定職」を「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」に改め、同(イ)を同アの(ア)とし、同アの(ウ)を同アの(イ)とする。

第19条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会が定める」に改め、同号の(ア)及び(イ)を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

人 事 課

長野県退職年金及び退職一時金に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和4年3月24日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第4号

長野県退職年金及び退職一時金に関する条例等の一部を改正する条例

（長野県退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正）

第1条 長野県退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和32年長野県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書を削る。

（長野県退職年金及び退職一時金に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 長野県退職年金及び退職一時金に関する条例等の一部を改正する条例（昭和51年長野県条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第9条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「掲げる」を「定める」に改め、同項第1号中「(18歳以上20歳未満の子にあつては重度障害である者に限る。次号において同じ。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。
（給付を受ける権利の譲渡等の禁止に関する経過措置）
- この条例の施行の際現に担保に供され、又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に株式会社日本政策金融公庫に担保に供する申込みが行われたこの条例による改正前の長野県退職年金及び退職一時金に関する条例第5条第1項に規定する給付を受ける権利に係る譲渡等については、なお従前の例による。
（遺族年金に関する経過措置）
- 施行日の前日において未成年の子について給付事由が生じている長野県退職年金及び退職一時金に関する条例第46条の規定による遺族年金に係る当該子に対する同条例第47条第1項、第48条及び第57条第1項の規定の適用については、同条例第47条第1項中「未成年の子」とあるのは「20歳未満の子（婚姻した子を除く。）」と、「成年の子」とあるのは「、20歳以上の子（婚姻した20歳未満の子を含む。）」と、同条例第48条及び第57条第1項第4号中「成年の子」とあるのは「20歳以上の子（婚姻した20歳未満の子を含む。）」とする。
- 施行日の前日において長野県退職年金及び退職一時金に関する条例第46条の規定による遺族年金について同条例第50条第2項の規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子に対する同項の規定の適用については、同項中「未成年の子」とあるのは「20歳未満の子（婚姻した子を除く。）」と、「ない成年の子」とあるのは「ない20歳以上の子（婚姻した20歳未満の子を含む。）」とする。
- 施行日の前日において長野県退職年金及び退職一時金に関する条例第50条第1項第1号に規定する遺族年金についてこの条例による改正前の長野県退職年金及び退職一時金に関する条例等の一部を改正する条例（昭和51年長野県条例第38号）附則第9条第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）の規定による加算の原因となる未成年の子がある場合における当該子に対する長野県退職年金及び退職一時金に関する条例第50条第2項及びこの条例による改正後の長野県退職年金及び退職一時金に関する条例等の一部を改正する条例（昭和51年長野県条例第38号。以下この項において「新昭和51年改正条例」という。）附則第9条第1項の規定の適用については、長野県退職年金及び退職一時金に関する条例第50条第2項中「未成年の子」とあるのは「20歳未満の子（婚姻した子を除く。）」と、「ない成年の子」とあるのは「ない20歳以上の子（婚姻した20歳未満の子を含む。）」とし、新昭和51年改正条例附則第9条第1項第1号中「である子」とあるのは、「である子（18歳以上20歳未満の子（婚姻した子を除く。）」にあつては重度障害の状態にある者に限る。次号において同じ。）」とする。

職員課

証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和4年3月24日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第5号

証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例等の一部を改正する条例

(証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例の一部改正)

第1条 証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例(昭和34年長野県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「昭和42年長野県条例第14号」を「昭和42年長野県条例第48号」に改める。

(長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第2条 長野県立総合リハビリテーションセンター条例(昭和49年長野県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第17項、第20項及び第21項」を「第19項、第22項及び第23項」に改め、同条第2号中「第5条第22項」を「第5条第24項」に改める。

第3条第1項中「第5条第17項」を「第5条第19項」に改める。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第3条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年長野県条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表の41の項中「第31条の2第2項第15号のハ」を「第31条の2第2項第14号のハ」に、「第31条の2第2項第16号のニ」を「第31条の2第2項第15号のニ」に、「第62条の3第4項第15号のハ」を「第62条の3第4項第14号のハ」に、「第62条の3第4項第16号のニ」を「第62条の3第4項第15号のニ」に改める。

(長野県手数料徴収条例の一部改正)

第4条 長野県手数料徴収条例(平成12年長野県条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の71の項中「第31条の2第2項第15号のハ、第62条の3第4項第15号のハ」を「第31条の2第2項第14号のハ、第62条の3第4項第14号のハ」に、「第31条の2第2項第16号のニ、第62条の3第4項第16号のニ」を「第31条の2第2項第15号のニ、第62条の3第4項第15号のニ」に、「第18条の5第10項又は第38条の5第8項」を「第19条第11項又は第38条の5第9項」に、「第18条の5第11項第4号又は第38条の5第9項第4号」を「第19条第12項第4号又は第38条の5第10項第4号」に、「第20条の2第13項又は第38条の4第22項」を「第20条の2第14項又は第38条の4第24項」に改め、「又は第39条の7第9項」を削り、「第25条の4第16項又は第39条の7第11項」を「第25条の4第17項」に改める。

(長野県ふるさとの森林づくり条例の一部改正)

第5条 長野県ふるさとの森林づくり条例(平成16年長野県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「又は森林法施行令(昭和26年政令第276号)第2条の4に定める者」を「、地方公共団体、森林組合法(昭和53年法律第36号)第26条第1項に規定する森林経営事業を行う森林組合又は分収林特別措置法(昭和33年法律第57号)第10条第2号に規定する森林整備法人」に改める。

(長野県登山安全条例の一部改正)

第6条 長野県登山安全条例(平成27年長野県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第4条第1項第4号」を「第4条第1項第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員課
障がい者支援課
山岳高原観光課
森林政策課
都市・まちづくり課

財産に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和4年3月24日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第6号

財産に関する条例の一部を改正する条例

財産に関する条例(昭和39年長野県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「である土地」を削り、同条中「である土地」を削り、「において知事が公益上特に必要があると認める」を「で次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
- (2) 地震、火災、水害等の災害その他特別の事情により、行政財産の貸付けを受け、又は行政財産について私権の設定を受けた者が当該財産を使用の目的に供しがたいと知事が認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が公益上特に必要があると認めるとき。

第6条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「認める」を「知事が認める」に改め、同条に次の1号を加える。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が公益上特に必要があると認めるとき。

第9条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3号中「認める」を「知事が認める」に改める。

第12条ただし書を次のように改める。

ただし、次年度以降の使用料の徴収について、地震、火災、水害等の災害その他特別の事情により知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第12条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、使用期間が翌年度以降にわたる場合で特に必要があると認めるときは、使用を許可したときに当該使用期間の全期間の使用料を徴収することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

財産活用課

創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和4年3月24日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第7号

創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例（平成18年長野県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成31年4月1日から平成34年3月31日」を「令和4年4月1日から令和7年3月31日」に改め、「個人」の次に「又は県税条例第34条第2項の事業を行う個人で事業を開始した日（以下この項において「個人事業開始日」という。）から5年を経過していないもの（以下この項において「5年未満個人事業者」という。）」を、「」をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、「創業の日の属する事業年度から創業の日」を「創業の日（5年未満個人事業者が新たに設立し、事業を開始する中小法人については、個人事業開始日。第3項第1号において同じ。）」に、「の間」を「の各事業年度について」に改め、同条第2項中「の属する事業年度からその日」を削り、「の間」を「の各事業年度について」に改め、同条第3項第1号中「の属する事業年度から創業等の日」及び「の間」を削り、「収入金額（」の次に「当該所得及び県税条例第34条第1項第2号に掲げる事業に係る所得（法人税の課税標準である所得の計算の例により算定した所得をいう。）の合計額が年1億円を超える場合には、当該算定された所得又は収入金額に応じて知事が定めるところにより算定した金額。」を加え、同条に次の1項を加える。

- 4 事業年度が1年に満たない場合における前項の規定の適用については、同項第1号中「年1億円」とあるのは「1億円に当該各事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」と、同項第2号及び第3号中「算定所得等」とあるのは「県税条例第34条の3第2項の規定により算定された所得又は収入金額（当該所得及び県税条例第34条第1項第2号に掲げる事業に係る所得（法人税の課税標準である所得の計算の例により算定した所得をいう。）の合計額が1億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額を超える場合には、当該算定された所得又は収入金額に応じて知事が定めるところにより算定した金額）」とする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。

第3条に次の1項を加える。

- 2 事業年度が1年に満たない場合における前項の規定の適用については、同項第1号中「算定所得等」とあるのは「県税条例第34条の3第2項の規定により算定された所得又は収入金額（当該所得及び県税条例第34条第1項第2号に掲げる事業に係る所得（法人税の課税標準である所得の計算の例により算定した所得をいう。）の合計額が1億円に当該各事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額を超える場合には、当該算定された所得又は収入金額（当該所得及び県税条例第34条第1項第2号に掲げる事業に係る所得（法人税の課税標準である所得の計算の例により算定した所得をいう。）の合計額が1億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額を超える場合には、当該算定された所得又は収入金額に応じて知事が定めるところにより算定した金額）」とする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(課税免除に関する規定の適用)
- 2 この条例の施行の日(次項及び附則第4項において「施行日」という。)前に創業等(創業(この条例による改正前の創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例(次項及び附則第4項において「旧条例」という。)第2条第1項に規定する創業をいう。)、設立又は県内への主たる事務所若しくは事業所の設置をいう。)をした同項に規定する中小法人の事業税については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に設立をした旧条例第3条に規定する特定非営利活動法人の事業税については、なお従前の例による。
(不均一課税に関する規定の適用)
- 4 施行日前に旧条例第4条第1項の表の左欄に掲げる要件に該当した法人又は個人の事業税については、なお従前の例による。

税 務 課 県民協働課 経営・創業支援課 労働雇用課

長野県森林づくり県民税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和4年3月24日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第8号

長野県森林づくり県民税条例の一部を改正する条例

長野県森林づくり県民税条例(平成19年長野県条例第58号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

第3条第1項中「平成35年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、「若しくは各連結事業年度」を削り、「第52条第2項第4号」を「第52条第2項第3号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定及び第3条第1項の改正規定(「平成35年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。
(法人の県民税に関する規定の適用)
- 2 この条例(第3条第1項の改正規定(「平成35年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める部分を除く。)に限る。)による改正後の長野県森林づくり県民税条例の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

税 務 課

資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和4年3月24日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第9号

資金積立基金条例の一部を改正する条例

資金積立基金条例(昭和39年長野県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表の長野県消費者行政活性化基金の項を削り、同表の長野県文化振興基金の項の次に次のように加える。

「信州学生協会・信濃寮」大学修学等支援基金	公益財団法人信州学生協会からの寄附金を原資として、大学における修学等を支援することにより、教育機会の確保を図る。	大学における修学等の支援に要する費用の財源に充てる。
-----------------------	--	----------------------------

別表の県立長野図書館図書充実基金の項の次に次のように加える。

長野県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金	第82回国民スポーツ大会及び第27回全国障害者スポーツ大会の開催により、スポーツの振興等を図る。	第82回国民スポーツ大会及び第27回全国障害者スポーツ大会の開催に要する費用の財源に充てる。
-----------------------------	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

くらし安全・消費生活課
次世代サポート課
スポーツ課国民スポーツ大会準備室

長野県犯罪被害者等支援条例をここに公布します。

令和4年3月24日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第10号

長野県犯罪被害者等支援条例

目次

第1章 総則（第1条—第11条）

第2章 基本的施策（第12条—第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護を図り、もって誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- 3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- 4) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者や犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- 5) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。
- 6) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が迅速かつ公正に行われ、かつ、途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下で行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものとの適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

（県民の役割）

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、事

業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(民間支援団体の役割)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(支援に関する計画)

第8条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 犯罪被害者等支援に関する基本方針

(2) 犯罪被害者等支援に関する具体的施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 県は、推進計画の策定に当たっては、県民及び犯罪被害者等の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(支援体制の整備)

第9条 県は、犯罪被害者等支援に関し、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものと相互に連携を図りながら協力するための体制を整備するものとする。

2 県は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が県内で発生した場合において、当該事案による犯罪被害者等に対して直ちに支援を行う必要があると認めるときは、市町村及び民間支援団体その他関係機関と協力して、当該事案による犯罪被害者等を支援する体制を整備し、必要な支援を行うものとする。

(個人情報の適切な管理)

第10条 県は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

2 県は、犯罪被害者等支援を担う人材に対し、前項の規定に準じて犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理するよう求めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 県は、犯罪被害者等支援を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第12条 県は、犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介、弁護士等の助言を受ける機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第13条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の場合において、県は、犯罪被害者等が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であるときは、その発達段階に応じた十分な配慮を行うよう努めるものとする。

(日常生活の支援)

第14条 県は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に日常生活を安心して営むことができるよう、日常生活の支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第15条 県は、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第16条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、並びに二次被害及び再被害を防止するため、県営住宅（県営住宅等に関する条例（昭和35年長野県条例第33号）第2条に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第17条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、二次被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての事業者への啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第18条 県は、犯罪等に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、給付金の支給に努めるとともに、経済的な助成に関

する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償請求に関する情報の提供)

第19条 県は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等が行う損害賠償の請求に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供)

第20条 県は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第21条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について県民の理解を深めるとともに、二次被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないようにするため、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における教育)

第22条 県は、学校の設置者等と連携し、学校において、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について理解を深めるための教育が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第23条 県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第24条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

人権・男女共同参画課

長野県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和4年3月24日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第11号

長野県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

長野県男女共同参画センター条例（昭和59年長野県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」及び「等」を削る。

第2条中「(以下「センター」という。)」を削る。

第3条から第15条までを削る。

第16条の見出しを「(管理の委任等)」に改め、同条中「この条例に定めるもののほか、センターの管理及び」を「長野県男女共同参画センターの管理及びこの」に改め、同条を第3条とする。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

人権・男女共同参画課

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第69号）の一部を改正する条例をここに公布します。

令和4年3月24日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第12号

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第69号）の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第69号）の一部を次のように改正する。

第11条中「児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。）」を「児童」に、「児童等の」を「児童の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

2 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年長野県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表中「児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。）」を「児童」に、

「当該児童等」を

「当該児童」に改める。

こども・家庭課児童相談・養育支援室

長野県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和4年3月24日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第13号

長野県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

長野県国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年長野県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改める。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

健康増進課国民健康保険室

障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例をここに公布します。

令和4年3月24日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第14号

障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第12条）

第2章 障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組等に関する基本的施策（第13条－第23条）

第3章 障がいを理由とする差別を解消するための体制の整備

第1節 相談体制（第24条・第25条）

第2節 紛争の解決を図るための体制（第26条－第30条）

第3節 調整委員会（第31条）

第4章 雑則（第32条）

附則

全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが互いに人格と個性を尊重し合い、あらゆる社会活動に参加する機会が確保され、共に支え合い、活かし合う社会を実現することは、私たち全ての願いである。

本県では、長野1998パラリンピック冬季競技大会や2005年スペシャルオリンピックス冬季世界大会・長野が開催され、多くの県民がボランティアや観客として参加する中で、障がいのある人もない人も共に生きる社会への理解が深められた歴史がある。

また、全国に先駆けて、障害者支援施設に入所していた知的障がいのある人が地域において生活を営むことができるよう様々な取組を進めてきたほか、障がいのある人が自ら選んだ地域で自分らしく暮らすことを支援するため、地域における総合的な相談体制の整備に取り組んできた。

しかしながら、今なお、障がいに対する誤解、偏見、理解の不足等により、障がいのある人が不当な差別的取扱いを受け、暮らしにくさを感じている現実がある。

そこで、全ての県民が、「障がい」は、個人の心身機能の障がいと社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、その社会的障壁を取り除くのは社会の責務であることを理解し、それを自らの意識に反映させ、具体的な行動を変えていくことが必要である。

ここに、私たちは、障がいのある人もない人も、一人ひとりの違いを認め合いながら、共に生きる長野県をつくるため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組並びに障がいを理由とする差別の解消（以下「障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組等」という。）の推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害者基本法（昭和45年法律第84号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）その他の関係法令（長野県福祉のまちづくり条例（平成7年長野県条例第13号）その他の障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組等に関する条例を含む。）と相まって、障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、支え合い、活かし合う社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」という。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 不当な差別的取扱い 障がいのある人に対して、正当な理由がなく、障がいを理由として、財、サービス若しくは機会の提供を拒否し、又は当該提供に当たって場所、時間等を制限し、若しくは障がいのない人に対しては付さない条件を付すること等により、障がいのある人の権利利益を侵害することをいう。

(基本理念)

第3条 障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組等は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 全ての県民は、障がいの有無にかかわらず、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられること。
- (2) 全ての県民は、障がいの有無にかかわらず、社会を構成する一員として、自らの意思によって社会、経済、スポーツ、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (3) 全ての県民は、可能な限り、障がいの有無にかかわらず、どこで誰とどのように生活するかについて選択する機会が確保されること。
- (4) 全ての障がいのある人は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保されるとともに、情報の取得、利用又は発信のための手段について選択の機会の拡大が図られること。
- (5) 全ての障がいのある人は、障がいのあることに加えて、女性であること、子ども（おおむね18歳未満の者をいう。第15条第2項において同じ。）であることその他の要因が複合することにより特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた配慮がなされること。
- (6) 県内に暮らす障がいのある人のみならず、県外から訪れる障がいのある人に対しても、その状況に応じた配慮がなされること。
- (7) 全ての県民は、幼児期から、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場において、障がいのある人及び障がいのない人による共同活動その他の障がい及び障がいのある人（以下「障がい等」という。）に対する理解を深める機会の拡大が図られること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組等に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組等に関する施策の策定に当たっては、障がいのある人その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 県は、県民及び事業者（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第2条第7号の事業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。以下同じ。）に対し、障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組等の実施に関し必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。
- 4 県は、第10条第1項に規定する合理的配慮を的確に実施するため、その設置する施設の構造の改善及び設備の整備、職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めるものとする。

(市町村等との連携等)

第5条 県は、障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組等に関する施策の策定及び実施に当たっては、市町村、県民、事業者、障がいのある人の福祉を目的としている団体等と連携するものとする。

- 2 県は、市町村が障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組等に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

(県民等の役割)

第6条 県民は、第3条に定める基本理念にのっとり、障がいのある人及び障がいのない人による共同活動への参加等、多様な機会を通じて、障がい等に対する理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 県民は、県又は市町村が実施する障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組等に関する施策に協力するよう努めるものと

する。

3 障がいのある人は、自らの障がいの特性及び社会的障壁の除去に必要な支援について、可能な範囲で周囲に伝えることにより、障がい等に対する理解の促進が図られるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、第3条に定める基本理念にのっとり、障がい等に対する理解を深めるとともに、県又は市町村が実施する障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(障がいを理由とする差別の禁止)

第8条 何人も、障がいのある人に対して、障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第9条 県及び事業者は、その事務又は事業を実施するに当たり、不当な差別的取扱いをしてはならない。

2 県及び事業者は、その事務又は事業を実施するに当たり、やむを得ず、障がいのある人が求める財、サービス若しくは機会の提供を拒否し、又は当該提供に当たって場所、時間等を制限し、若しくは障がいのない人に対しては付さない条件を付する場合には、当該障がいのある人にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

(合理的配慮の実施)

第10条 県及び事業者は、その事務又は事業を実施するに当たり、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明(障がいのある人がその意思を表明することが困難である場合には、当該障がいのある人の家族等が当該障がいのある人に代わって行う意思の表明を含む。)があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、当該障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態に応じた、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な配慮(次項及び次条において「合理的配慮」という。)を行わなければならない。

2 県及び事業者は、前項に規定する意思の表明があった場合において、合理的配慮が、その実施に伴う負担が過重であることにより実施できないときは、当該意思の表明を行った者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

(不当な差別的取扱い等の事例の分析及び公表)

第11条 県は、不当な差別的取扱いの防止及び合理的配慮の的確な実施に資するため、県が収集した不当な差別的取扱いの事例及び合理的配慮が実施されなかった事例を分析し、その結果を公表するものとする。

(財政上の措置)

第12条 県は、障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組等に関する基本的施策

(意思疎通等の手段の利用促進等)

第13条 県は、手話、要約筆記、点字その他の障がいの特性に応じた意思疎通並びに情報の取得、利用及び発信のための手段が広く利用されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、障がいのある人の意思疎通並びに情報の取得、利用及び発信を支援する者の養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、障がいのある人が容易に県政に関する情報を取得することができるようにするため、手話、要約筆記、点字その他の障がいの特性に応じた意思疎通並びに情報の取得、利用及び発信のための手段を利用して情報を発信するよう努めるものとする。

(医療、介護等の支援)

第14条 県は、障がいのある人が自ら選択した地域において自立した生活を営むことができるようにするため、障がいのある人に対する医療、介護、保健、生活支援その他の必要な支援が包括的かつ継続的に提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における学びの場の選択等)

第15条 県は、学校教育において、障がいのある児童及び生徒が、その発達段階及び特性並びに本人の意思に応じて、学びの場及び進路の選択等を適切に行うことができ、及びそれぞれの学びの場において十分な教育を受けられるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、障がいのある子どもと障がいのない子どもとの交流及び共同学習を通じて、その相互理解を促進するよう必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第16条 県は、障がいのある人の職業選択の自由を尊重しつつ、障がいのある人がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障がいのある人の多様な就業の機会を確保し、及び職場への定着を促進するよう努めるとともに、個々の障がいのある人の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

(住宅の確保等)

第17条 県は、障がいのある人が地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、障がいのある人のための住宅を確保し、及び障がいのある人の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講ずるものとする。

(権利擁護の推進)

第18条 県は、成年後見制度その他の障がいのある人の権利利益の保護等のための施策又は制度が障がいのある人及びその家族等に十分に利用されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツの振興)

第19条 県は、障がいのある人がスポーツに参加できる機会の提供に努めるとともに、スポーツを通じて障がいのある人と障がいのない人との相互理解を促進するよう必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、障がいのある人が障がいの特性に応じて参加することができるスポーツの振興を図るとともに、当該スポーツの指導者の養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動の振興)

第20条 県は、県民が、障がいの有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるようにするため、障がいのある人が創造する文化芸術の作品等の発表、障がいのある人による文化芸術活動を通じた交流等を促進するよう必要な施策を講ずるものとする。

(災害への対応)

第21条 県は、市町村その他関係機関と連携して、災害その他非常の事態の場合において、障がいのある人に対し、必要となる情報が迅速かつ的確に提供され、及び避難に当たり適切な配慮が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、防災及び減災に関して必要な施策を講ずるに当たっては、障がいの特性に配慮するものとする。

(選挙等における配慮)

第22条 県は、法令等の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障がいのある人が円滑に投票できるようにするための取組を促進するため、市町村に対し、情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

(人材育成)

第23条 県は、障がいのある人に対する虐待の防止その他障がいを理由とする差別の解消を図るため、障がい等に関する専門的な知識及び技能を有する者の育成その他必要な施策を講ずるものとする。

第3章 障がいを理由とする差別を解消するための体制の整備

第1節 相談体制

(相談)

第24条 何人も、県に対し、障がいを理由とする差別に関する相談（以下「相談」という。）をすることができる。

2 県は、相談の申出があったときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 相談に応じ、必要な助言及び情報の提供を行うこと。
- (2) 相談に係る関係者間の調整を行うこと。
- (3) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

(相談員)

第25条 知事は、前条第2項各号に掲げる措置に係る業務並びに障がい等に対する県民及び事業者の理解を深めるための業務を行わせるため、相談員を置くことができる。

2 相談員は、障がいを理由とする差別の解消に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。

3 相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第2節 紛争の解決を図るための体制

(あっせんの申立て)

第26条 障がいのある人並びにその家族及び後見人その他障がいのある人を現に保護する者は、第9条第1項又は第10条第1項の規定に違反する取扱いを受けたと認める場合で、第24条第1項の規定により相談をし、県が同条第2項各号に掲げる措置を講じてもなおその解決が見込めないときは、規則で定めるところにより、知事に対し、紛争の解決のために必要なあっせんに申し立てることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による申立てをすることができない。

- (1) 行政庁の処分又は職員の職務の執行に関する場合であって、他の法令等に基づく不服申立て又は苦情申立て等を行うことができるとき。
- (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する障害者に対する差別の禁止に該当するとき。
- (3) 同一の事案について、過去に前項の規定による申立てを行ったことがあるとき。
- (4) 障がいのある人の家族及び後見人その他障がいのある人を現に保護する者が前項の規定による申立てを行う場合において、当該申立てが当該障がいのある人の意に反するとき。

(事実の調査)

第27条 知事は、前条第1項の規定による申立てがあったときは、その職員（相談員を含む。第3項において同じ。）に、当該申立てがあった事案（以下「紛争事案」という。）に係る事実を調査させるものとする。

2 紛争事案の当事者（前条第1項の規定による申立てを行った者及び当該申立てにおいて第9条第1項又は第10条第1項の規定に違反する取扱いを行ったとされた事業者をいう。以下「当事者」という。）及び当該紛争事案の関係者（次項及び次条第3項において「関係者」という。）は、正当な理由がある場合を除き、前項の調査に協力しなければならない。

3 第1項の規定により調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、当事者又は関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(あっせん)

第28条 知事は、前条第1項の調査の結果に基づき、紛争事案の解決のために必要があると認めるときは、次項各号に該当する場合を除き、長野県共生社会づくり調整委員会（以下「調整委員会」という。）にあつせんを付託するものとする。

2 調整委員会は、前項の規定によるあつせんの付託があつたときは、次に掲げる場合を除き、あつせんを行うものとする。

(1) 紛争事案について、第26条第1項の規定による申立てを行った者が、自ら当該申立てを取り下げる意思を示した場合等、あつせんの必要がないと認めるとき。

(2) 紛争事案について、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第14条の規定による国又は他の地方公共団体が現に紛争の防止又は解決を図っている場合等、あつせんを行うことが適当でないと認めるとき。

3 調整委員会は、紛争事案の解決のために必要があると認めるときは、当事者又は関係者に対して、資料の提出又は説明若しくは意見を求めることができる。

4 調整委員会は、規則で定めるところにより、紛争事案の解決のため必要なあつせん案を作成し、これを当事者に提示するものとする。

5 あつせんは、次の各号のいずれかに該当したときは、終了する。

(1) あつせんにより紛争事案が解決したとき。

(2) あつせんによっては紛争事案の解決の見込みがないと認めるとき。

6 調整委員会は、第2項各号に該当する場合としてあつせんを行わないこととしたとき又は前項の規定によりあつせんを終了したときは、その旨を知事に報告するものとする。

(勧告)

第29条 調整委員会は、知事に対し、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対して、障がい理由とする差別の解消に必要な措置を講ずるよう勧告を求めることができる。

(1) 前条第2項の規定によりあつせんを行った場合において、当該事業者が、正当な理由なく、あつせん案を受諾せず、又は受諾したあつせん案に従わないとき。

(2) 前条第3項の規定により資料の提出又は説明を求めた場合において、当該事業者が虚偽の資料を提出し、又は虚偽の説明を行ったとき。

2 知事は、前項の規定による勧告の求めがあつた場合において、必要があると認めるときは、当該事業者に対して、障がい理由とする差別の解消に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第30条 知事は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

2 知事は、前項の規定による公表に当たっては、あらかじめ、第26条第1項の規定による申立てを行った者及び調整委員会の意見を聴くことができる。

第3節 調整委員会

(調整委員会)

第31条 紛争事案について、知事の付託に応じてあつせんを行うため、調整委員会を設置する。

2 調整委員会は、委員15名以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

(1) 障がい理由とする差別の解消に関し学識経験を有する者

(2) 障がいのある人の福祉に関する事業に従事する者

(3) 障がいのある人

(4) 事業者又は事業者により構成される団体の役職員

(5) 関係行政機関の職員

(6) 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 この条に定めるもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

第4章 雑則

(補則)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第9条及び第10条（これらの規定中事業者に係る部分に限る。）並びに第3章第2節及び第3節並びに附則第3項の規定は、同年10月1日から施行する。

(検討)

2 県は、障がいのある人を取り巻く社会環境の変化、この条例の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第3の3中 「精神医療審査会の委員」を「精神医療審査会の委員
共生社会づくり調整委員会の委員」に改める。

障がい者支援課

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和4年3月24日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第15号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年長野県条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表の11の2の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

食品・生活衛生課

長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和4年3月24日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第16号

長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例

長野県環境影響評価条例(平成10年長野県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第47条に次の1項を加える。

2 第3章第1節の規定は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第22条の3第1項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者が同条第3項第1号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う同法第22条の2第2項第4号の整備(同法第21条第6項に規定する県の基準に基づき定められた同条第5項第2号に規定する促進区域内において行うものに限る。)については、適用しない。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

環境政策課

長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和4年3月24日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第17号

長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例

長野県地球温暖化対策条例(平成18年長野県条例第19号)の一部を次のように改正する。

目次中「第17条」を「第17条の2」に、「第23条」を「第23条の2」に、「エネルギー供給温暖化対策計画等」を「再生可能エネルギー源の利用等による地球温暖化対策」に改める。

第1条中「地球温暖化対策の」を「令和32年度(2050年度)までに持続可能な脱炭素社会を実現するための施策の」に改める。

第2条第2号中「抑制並びに」を「量の削減並びに」に、「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同条第5号中「自然エネルギー源」を「再生可能エネルギー源」に、「太陽光」を「太陽光、水力」に改める。

第3条第2項、第4条第1項、第5条第1項及び第6条中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第8条第2項第1号中「抑制」を「量の削減」に改める。

第12条第1項中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同条第2項第2号中「抑制」を「量の削減」に改める。

第5章中第17条の次に次の1条を加える。

(電気自動車等の充電設備の設置)

第17条の2 多数の者が利用する駐車場のうち規則で定めるものの設置又は管理をする者は、当該駐車場に充電設備(電気自動車(電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。)及び充電機能付電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えているもののうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものをいう。))を設置するよう努めなければならない。

第20条第2項中「のうち」を「が」に改め、「大規模な」を削り、同条第4項中「その内容」を「届出された内容のうち規則で定めるもの」に改める。

第21条の見出しを「(再生可能エネルギー設備の導入の検討等)」に改め、同条第1項中「自然エネルギー設備(自然エネルギー源)」を「再生可能エネルギー設備(再生可能エネルギー源)」に、「第5項」を「第5項並びに第24条第2項」に改め、同条第2項中「のうち自然エネルギー設備」を「が再生可能エネルギー設備」に改め、「大規模な」を削り、同条第4項中「その内容」を「届出された内容のうち規則で定めるもの」に改め、同条第5項中「自然エネルギー設備」を「再生可能エネルギー設備」に改める。

第22条第4項中「その内容」を「届出された内容のうち規則で定めるもの」に改める。

第7章中第23条の次に次の1条を加える。

(住宅等設計者による検討等)

第23条の2 第20条第1項又は第21条第1項の規定による新築に係る建築物のうち一戸建ての住宅その他の規則で定めるものであって、規則で定める規模のものの設計を行う者(次項及び第29条第4項において「住宅等設計者」という。)は、当該設計を委託した者から第20条第1項又は第21条第1項の規定による検討を求められたときは、これらの規定による検討を行い、当該検討を求めた者にその内容を説明しなければならない。

2 前項の規定による検討を行った住宅等設計者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

- (1) 当該検討を求めた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 当該建築物の概要
- (3) 前項の規定による検討の内容
- (4) その他知事が必要と認める事項

3 知事は、前項の規定による報告があったときは、報告された内容のうち規則で定めるものを公表しなければならない。

第8章の章名を次のように改める。

第8章 再生可能エネルギー源の利用等による地球温暖化対策

第24条の見出しを「(再生可能エネルギー源の利用)」に改め、同条第1項中「自然エネルギー源」を「再生可能エネルギー源」に、「導入」を「導入、再生可能エネルギー源を変換して得られる電気又はこれに相当するものとして規則で定めるもの(次項において「再生可能エネルギー電気等」という。)の使用等」に改め、同条第2項中「自然エネルギー源」を「再生可能エネルギー源」に、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 事業者及び県民は、その事業活動又は日常生活において、再生可能エネルギー設備の導入及び再生可能エネルギー電気等の使用等に努めなければならない。

第25条第2項第2号中「抑制」を「量の削減」に改める。

第29条の見出し中「提出」を「提出等」に改め、同条に次の1項を加える。

4 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第23条の2第2項の規定による報告を行った住宅等設計者に対し、当該報告の内容に関し、必要な資料の提供又は説明を求めることができる。

第32条中「第29条」を「第29条第1項、第2項若しくは第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定(「第23条」を「第23条の2」に改める部分に限る。)、第20条第2項及び第4項の改正規定、第21条第2項の改正規定(「大規模な」を削る部分に限る。)、同条第4項及び第22条第4項の改正規定、第7章中第23条の次に1条を加える改正規定、第29条の見出しの改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第32条の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長野県地球温暖化対策条例(次項において「新条例」という。)第20条第2項及び第21条第2項の規定は、前項ただし書に規定する改正規定の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後に設計が行われた建築物について適用し、施行日前に設計が行われた建築物及び施行日において現に設計が行われている建築物については、なお従前の例による。

3 新条例第23条の2の規定は、施行日以後に設計を委託された建築物について適用する。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

- 4 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。
別表の25の2の項中「自然エネルギー設備」を「再生可能エネルギー設備」に改める。

環境政策課ゼロカーボン推進室
建築住宅課

長野県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和4年3月24日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第18号

長野県立自然公園条例の一部を改正する条例

長野県立自然公園条例（昭和35年長野県条例第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6条）」を「第6条の2）」に、「第6条の2—第6条の10）」を「第6条の3—第6条の17）」に、

「第3章 保護及び利用（第7条—第26条）」を「第3章 保護及び利用（第7条—第26条）
第3章の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置（第26条の2—第26条の6）」
に、「第50条）」を「第50条・第51条）」に改める。

第5条の見出し中「の決定」を削り、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 公園計画は、県立自然公園ごとに、当該県立自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 知事は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができる。
第6条第2項中「前条第2項及び第3項」を「前条第4項及び第5項」に改める。
第2章の2中第6条の10を第6条の17とする。
第6条の9中「第6条の3第3項」を「第6条の5第3項」に改め、同条に次の1項を加える。
2 知事は、第6条の12第4項の認定を受けた者に対し、この章の規定の施行に必要な限度において、認定利用拠点整備改善計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
第6条の9を第6条の16とし、同条の前に次の5条を加える。

（県立自然公園における協議会）

第6条の11 県立自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該県立自然公園の区域内における第23条第1項に規定する集団施設地区その他の公園の利用のための拠点（以下「利用拠点」という。）となる区域（以下「利用拠点区域」という。）について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- (1) 当該市町村
- (2) 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行すると見込まれる者
- (3) 当該利用拠点区域内の施設、土地又は木竹であつて利用拠点の整備改善に関する事業（以下「利用拠点整備改善事業」という。）に係るものの所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者
- (4) その他当該市町村が必要と認める者

3 当該県立自然公園の区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関して協議を行う協議会が組織されていない場合にあっては、市町村に対して、第1項に規定する協議会を組織するよう要請することができる。

4 市町村は、第1項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第2項第3号に掲げる者であつて第1項に規定する協議会の構成員でないものは、同項の規定により協議会を組織する市町村に対して、自己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

6 前項の規定による申出を受けた市町村は、正当な理由がない限り、当該申出に応じなければならない。

7 第1項に規定する協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

8 第1項に規定する協議会において協議が調つた事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、第1項に規定する協議会の運営に関し必要な事項は、当該協議会が定める。

（利用拠点整備改善計画の認定）

第6条の12 前条第1項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町

村の区域内の県立自然公園の区域内における利用拠点区域について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画（以下「利用拠点整備改善計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

2 利用拠点整備改善計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 利用拠点整備改善計画の区域（次号及び第4項第2号において「計画区域」という。）
- (2) 計画区域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関する基本的な方針
- (3) 利用拠点整備改善計画の目標
- (4) 前号の目標を達成するために行う利用拠点整備改善事業の内容、実施主体及び実施時期
- (5) 第6条の5第2項の協議又は同条第3項の認可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第4項各号に掲げる事項
- (6) 第6条の5第6項の協議若しくは認可又は同条第9項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第4項各号に掲げる事項のうち変更に係るもの
- (7) 計画期間
- (8) その他規則で定める事項

3 利用拠点整備改善計画は、景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画に適合するものでなければならない。

4 知事は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- (1) 公園計画に照らして適切なものであること。
- (2) 当該利用拠点整備改善計画の実施が計画区域における利用拠点の質の向上に寄与するものであると認められること。
- (3) 当該県立自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 知事は、当該県立自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

6 知事は、第4項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表しなければならない。

（認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更）

第6条の13 前条第4項の認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更をしようとするときは、第6条の11第1項に規定する協議会において当該変更に係る利用拠点整備改善計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第4項の認定（前項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第4項から第6項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。

（認定の取消し）

第6条の14 知事は、第6条の12第4項の認定を受けた利用拠点整備改善計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定利用拠点整備改善計画」という。）が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

（公園事業に関する特例）

第6条の15 利用拠点整備改善事業を実施しようとする者が、その利用拠点整備改善計画について第6条の12第4項の認定を受けたときは、認定利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業のうち、第6条の5第2項若しくは第6項の協議をし、同条第3項若しくは第6項の認可を受け、又は同条第9項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により協議をし、認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

第6条の8第1項中「第6条の3第3項」を「第6条の5第3項」に改め、同条を第6条の10とする。

第6条の7第1項及び第2項中「第6条の3第3項」を「第6条の5第3項」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「第6条の3第3項」を「第6条の5第3項」に改め、同項第1号中「第6条の3第6項」を「第6条の5第6項」に改め、同項第2号中「第6条の3第10項」を「第6条の5第10項」に改め、同項第3号中「第6条の4」を「第6条の6」に改め、同項第4号中「第6条の3第3項」を「第6条の5第3項」に改め、同条を第6条の9とする。

第6条の6を第6条の8とする。

第6条の5第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第6条の3第3項」を「第6条の5第3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

公園事業者（第6条の5第3項の認可を受けた者に限る。）が県及び国等以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。

第6条の5を第6条の7とし、第6条の4を第6条の6とし、第6条の3を第6条の5とし、同条の前に次の1条を加える。

(協議会による公園事業の決定等の提案)

第6条の4 第6条の11第1項に規定する協議会は、知事に対し、第6条の12第1項に規定する利用拠点整備改善計画の作成のために必要な公園事業の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園事業の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園事業の決定又は変更をすることがないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

第6条の2を第6条の3とする。

第2章中第6条の次に次の1条を加える。

(協議会による公園計画の変更の提案)

第6条の2 第6条の11第1項に規定する協議会は第6条の12第1項に規定する利用拠点整備改善計画について、第26条の2第1項に規定する協議会は第26条の3第1項に規定する自然体験活動促進計画について、知事に対し、その作成のために必要な県立自然公園に関する公園計画の変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園計画の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園計画の変更をすることがないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

第10条第1号中「執行」の次に「又は認定利用拠点整備改善事業（認定利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業をいう。次条第3項第3号及び第22条第1号において同じ。）」を加え、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 認定自然体験活動促進事業（第26条の5第1項に規定する認定自然体験活動促進計画に係る第26条の2第2項第2号に規定する自然体験活動促進事業をいう。次条第3項第4号及び第22条第2号において同じ。）として行う行為

第11条第3項ただし書中「の各号」を削り、同項第3号中「ため」の次に「、又は認定利用拠点整備改善事業を行うため」を加え、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 認定自然体験活動促進事業を行うために立ち入る場合

第19条中「第11条第3項第6号」を「第11条第3項第7号」に改める。

第22条中「の各号」を削り、同条第1号中「執行」の次に「又は認定利用拠点整備改善事業」を加え、同条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 認定自然体験活動促進事業として行う行為

第24条第1項中「の各号」を削り、同項に次の1号を加える。

(3) 野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであつて、当該県立自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるもの

第24条第2項中「前項第2号」の次に「又は第3号」を加える。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置

(協議会)

第26条の2 県立自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該県立自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 当該市町村

(2) 当該県立自然公園の区域内において自然体験活動の促進に関する事業（以下「自然体験活動促進事業」という。）を実施し、又は実施すると見込まれる者

(3) 当該市町村の区域内の施設、土地又は木竹であつて自然体験活動促進事業に係るものの所有者、使用及び収益を目的とする権利を有する者又は管理者

(4) その他当該市町村が必要と認める者

3 第6条の11第3項から第9項までの規定は、第1項に規定する協議会について準用する。この場合において、同条第3項中「公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善」とあるのは「自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者は、当該自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする地域における質の高い自然体験活動の促進」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「第26条の2第1項」と、同条第5項中「当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第2項第3号」とあるのは「当該県立自然公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者及び第26条の2第2項第3号」と読み替えるものとする。

(自然体験活動促進計画の認定)

第26条の3 前条第1項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の県立自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関する計画（以下「自然体験活動促進計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しよ

うとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

2 自然体験活動促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 自然体験活動促進計画の区域（次号及び次項第2号において「計画区域」という。）
- (2) 計画区域における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針
- (3) 自然体験活動促進計画の目標
- (4) 前号の目標を達成するために行う自然体験活動促進事業の内容及び実施主体
- (5) 計画期間
- (6) その他規則で定める事項

3 知事は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る自然体験活動促進計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- (1) 公園計画に照らして適切なものであること。
- (2) 当該自然体験活動促進計画の実施が計画区域における質の高い自然体験活動の促進に寄与するものであると認められること。
- (3) 当該県立自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 知事は、当該県立自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

5 知事は、第3項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る自然体験活動促進計画の概要を公表しなければならない。

（認定を受けた自然体験活動促進計画の変更）

第26条の4 前条第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画の変更をしようとするときは、第26条の2第1項に規定する協議会において当該変更に係る自然体験活動促進計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第3項の認定（前項の変更の認定を含む。次条第1項及び第26条の6において同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第3項から第5項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。

（認定の取消し）

第26条の5 知事は、第26条の3第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第1項において「認定自然体験活動促進計画」という。）が第26条の3第3項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

（報告徴収及び立入検査）

第26条の6 知事は、第26条の3第3項の認定を受けた者に対し、この章の規定の施行に必要な限度において、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第27条第1項中「第34条第1号」を「第34条第1項第1号」に改める。

第33条第1項中「次条各号」を「次条第1項各号」に改める。

第34条第3号から第5号までを削り、同条第6号中「前各号」を「前2号」に改め、同条第3号とし、同条に次の1項を加える。

2 公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

- (1) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (2) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。
- (3) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。
- (4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第35条中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める。

第39条中「第11条第3項第6号」を「第11条第3項第7号」に改める。

第41条中「第6条の9」を「第6条の16」に、「第39条第2項」を「第26条の6、第39条第2項」に、「第6条の8第2項」を「第6条の10第2項」に改める。

第43条中「第6条の8第1項及び第26条第1項の規定による命令に違反」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為を」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 第6条の10第1項又は第26条第1項の規定による命令に違反したとき。
- (2) 第8条第1項の規定に違反したとき。

第44条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第1号中「第6条の3第6項」を「第6条の5第3項の認可を受けた者が、同条第6項」に、「者（同条第3項の認可を受けた者に限る。）」を「とき。」に改め、同条第2号中「第6条の3第10項」を「第6条の5第10項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第3号中「第8条第1項又は」を削り、「者」を「とき。」に改め、

同条第4号中「者」を「とき。」に改め、同条第5号中「付せられた」を「付された」に、「者」を「とき。」に改める。

第46条中「第6条の4」を「第6条の6」に、「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第47条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第1号中「第6条の9」を「第6条の16第1項若しくは第2項、第18条又は第26条の6」に、「同条」を「これら」に、「者」を「とき。」に改め、同条第2号及び第3号中「者」を「とき。」に改め、同条第4号を削り、同条第5号中「よる」を「違反して、」に、「者」を「とき。」に改め、同条を同条第4号とし、同条第6号中「者」を「とき。」に改め、同条を同条第5号とし、同条第7号中「者」を「とき。」に改め、同条を同条第6号とし、同条第8号中「同条第1項第2号」の次に「又は第3号」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条を同条第7号とし、同条第9号中「者」を「とき。」に改め、同条を同条第8号とし、同条第10号中「者」を「とき。」に改め、同条を同条第9号とし、同条第11号中「者」を「とき。」に改め、同条を同条第10号とする。

第49条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第1号中「第6条の3第9項、第6条の6又は第6条の7第2項」を「第6条の5第3項の認可を受けた者が、同条第9項、第6条の8又は第6条の9第2項」に、「者（第6条の3第3項の認可を受けた者に限る。）」を「とき。」に改め、同条第2号中「者」を「とき。」に改める。

第50条を第51条とし、第8章中同条の前に次の1条を加える。

(利用の増進のための情報の提供等)

第50条 県は、県立自然公園の利用の増進に資するため、国内外における県立自然公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第24条第1項の改正規定（同項に1号を加える部分に限る。）、同条第2項の改正規定、第43条に各号を加える改正規定（第2号に係る部分に限る。）、第44条第3号の改正規定（「第8条第1項又は」を削る部分に限る。）及び第47条第8号の改正規定（「同条第1項第2号」の次に「又は第3号」を加える部分に限る。）並びに次項の規定は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

自然保護課

長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和4年3月24日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第19号

長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例（昭和58年長野県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表の機械金属の項中「2,300円以上7,700円」を「4,100円以上7,700円」に改め、同表の化学等の項中「77,000円」を「128,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

産業技術課

長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和4年3月24日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第20号

長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料徴収条例（昭和30年長野県条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表の寒天の製造に関する理化学試験の項中「490円以上10,100円」を「1,100円以上3,900円」に改め、同表の林木の種子発芽試験

の項中「5,600円」を「5,700円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

園芸畜産課
信州の木活用課

国営伊那西部土地改良事業負担金等徴収条例をここに公布します。

令和4年3月24日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第21号

国営伊那西部土地改良事業負担金等徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第90条第2項及び第90条の2第1項の規定により、国営伊那西部土地改良事業(以下「国営土地改良事業」という。)に係る負担金及び特別徴収金を徴収することに関し必要な事項を定めるものとする。

(負担金の徴収)

第2条 負担金は、国営土地改良事業によって利益を受ける者で当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地について法第3条に規定する資格を有するものから徴収する。

2 前項の場合において、同項に規定する者が国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員であるときは、その者に対する負担金に代えて、当該土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴収する。

(負担金の額)

第3条 負担金の額は、国営土地改良事業に要した費用の額に300分の15を乗じて得た額に、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地であって前条第1項に規定する者が法第3条に規定する資格を有しているものの面積の当該国営土地改良事業の施行に係る地域内の同条に規定する資格に係る土地の面積に対する割合を基準として知事が定める割合を乗じて得た額とする。

(負担金の徴収方法)

第4条 第2条第1項又は第2項の規定により徴収する負担金は、元利均等年賦支払の方法(据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法)により徴収する。ただし、当該負担金の徴収を受ける者からの申出があるときは、その負担金の全部又は一部について一時支払の方法により徴収することができる。

2 前項本文に規定する元利均等年賦支払の支払期間(据置期間2年を含む。)は、国営土地改良事業が完了した年度(当該国営土地改良事業によって生じた施設で当該国営土地改良事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものについて国が法第87条の5第1項の規定により災害復旧を併せて行ったときは、当該国営土地改良事業及び当該災害復旧の全てが完了した年度)の翌年度から起算して17年とし、その利率は、年0.2パーセントとする。

(特別徴収金)

第5条 国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地について法第3条に規定する資格を有する者が、当該国営土地改良事業の工事の完了について法第113条の3第3項の規定による公告があった日以後8年を経過する日までの間に、当該土地を法第90条の2第1項に規定する目的外用途(以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等(所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下この項において同じ。)をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該国営土地改良事業による利益を受けていないものとなっている場合又は土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第53条の9各号のいずれかに該当する場合を除き、その者から特別徴収金を徴収する。

2 前項の場合には、第2条第2項の規定を準用する。

3 第1項の特別徴収金の額は、国営土地改良事業について法第90条第1項の規定により県が負担する負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の額として別に定めるところにより算定される額から当該国営土地改良事業について同条第2項、第4項又は第9項の規定により県が徴収する負担金のうち当該土地に係る部分の額として別に定めるところにより算定される額を差し引いて得た額とする。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

農地整備課

長野県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和4年3月24日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第22号

長野県都市公園条例の一部を改正する条例

長野県都市公園条例（昭和41年長野県条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第2の15を同表の16とし、同表の14を同表の15とし、同表の13を同表の14とし、同表の12を同表の13とし、同表の11を同表の12とし、同表の10の次に次のように加える。

11 東管理棟

区 分	金 額						
	午前8時30分 から正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後9時30分 まで	午前8時30分 から午後5時 まで	正午から午後 9時30分まで	午前8時30分 から午後9時 30分まで	超過時間（超 過時間が1時 間未満のとき は1時間とし、 超過時間に1 時間未満の端 数があるとき は切り上げる ものとする。） 1時間につき
会 議 室	円 800	円 1,600	円 1,900	円 2,400	円 3,500	円 4,300	円 300
ホ ー ル	4,200	8,400	9,600	12,600	18,000	22,200	1,700

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

都市・まちづくり課

屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和4年3月24日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第23号

屋外広告物条例の一部を改正する条例

屋外広告物条例（平成5年長野県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第23条の2第1項中「諏訪市」の次に「、須坂市、伊那市」を加える。

附 則

この条例中、第23条の2第1項の改正規定（伊那市に係る部分に限る。）は令和4年6月1日から、同項の改正規定（伊那市に係る部分を除く。）は同年7月1日から施行する。

都市・まちづくり課

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和4年3月24日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第24号

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例（昭和41年長野県条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第2中 「 3,600 」 を 「 3,200 」 に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

経営推進課

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和4年3月24日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第25号

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県警察関係許可等手数料徴収条例（昭和29年長野県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第8条第8号中「1,800円」を「1,600円」に改める。

第9条第1項第12号中「第91条」の次に「又は第91条の2第2項」を加え、同項第15号中「第97条の2第1項第3号のイ」の次に「若しくはロ」を加え、「750円」を「1,050円」に改め、同項第16号中「第97条の2第1項第3号のイ」の次に「若しくはロ」を加え、「1,400円」を「1,450円」に、「800円」を「1,200円」に改め、同項第29号を同項第30号とし、同項第28号中「又は第13号」を「、第13号又は第14号」に改め、同号を同項第29号とし、同項第17号から第27号までを1号ずつ繰り下げ、同項第16号の次に次の1号を加える。

(17) 法第97条の2第1項第3号のイ若しくはハ又は第101条の4第3項の規定による運転技能検査

運転技能検査手数料 3,550円

第9条第3項中「又は第10号」を「、第10号又は第14号」に、「同項第27号」を「同項第28号」に改める。

別表第4の9中

(12) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	ア 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号のイ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）	5,100円
	イ 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号のイ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	5,100円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第39条で定める基準に該当するものにあつては、7,950円）
	ウ 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	5,800円
	エ 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号のイ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）	2,250円
	オ 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号のイ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	2,250円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして府令第39条で定める基準に該当するものにあつては、4,450円）
カ 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	2,350円	

を

(12) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	ア 法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許（以下「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（法第97条の2第1項第3号のイ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習	6,450円
	イ 普通自動車対応免許を受けている者（法第97条の2第1項第3号のイ若しくはハに掲げる者又は法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習	2,900円

に、

「(府令)」を「(道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号))」に、

(14) 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習	講習1時間について 2,000円	を
----------------------------	---------------------	---

(14) 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習	講習1時間について 2,250円	に改
(15) 法第108条の2第1項第15号に掲げる講習	講習1時間について 2,000円	

め、同表の10を次のように改める。

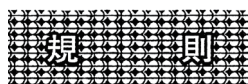
10 任意講習手数料

区 分	金 額	
(1) 法第97条の2第1項第3号のイの 国家公安委員会規則で定める基準に 適合する講習	ア 普通自動車対応免許を受けている者(法第97条の2第1項第3号のイ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。)に対して行うもの	6,450円
	イ 普通自動車対応免許を受けている者(法第97条の2第1項第3号のイ若しくはハに掲げる者又は法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。)又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対して行うもの	2,900円
(2) 法第97条の2第1項第3号のホの国家公安委員会規則で定める基準に適合する講習	1,500円	

附 則

この条例は、令和4年5月13日から施行する。ただし、第8条第8号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

生活安全企画課
東北信運転免許課



長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和4年3月24日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第5号

長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和32年長野県規則第24号)の一部を次のように改正する。

第16条の2第2項中「18歳以上」を「重度障害であつて生活資料を得る方途がない成年の子」に改め、同項ただし書を削る。

第18条の2第2項中「18歳以上」を「重度障害であつて生活資料を得る方途がない成年の子」に改める。

第18条の3第1項第1号中「(加算の原因となる子が18歳以上の場合)又は」を「及び」に、「20歳以上」を「重度障害であつて生活資料を得る方途がない成年の子」に改める。

第36条第1項第4号を削り、同条第3項中「次の各号のいずれかに該当するに至つた」を「受給者が、同項の規定により申し出た金融機関の他の店舗で支給を受けたい旨を申し出たとき又は口座振替の方法以外の方法により年金の支給を受けたい旨を申し出た」